



重点施策
21

人権尊重社会の推進



社会教育課
学校教育課

～施策の方針～

- 基本人権尊重社会の実現を目指すため、人権教育・人権啓発活動の積極的な展開を推進します。

現状と課題

●推進体制づくりと学習機会の充実

近年、国際化や少子高齢化、情報化、価値観の多様化等社会情勢がめまぐるしく変化する中で、依然として同和問題に係わる差別や、女性、子ども、高齢者、障がい者などに対する暴力や虐待事件は後を絶たず、様々な社会問題、新たな人権課題が発生しています。

そのような中、平成28年に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」*1、「部落差別の解消の推進に関する法律」の人権に関する三つの法律が施行されました。中でも部落差別の問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域出身であることなどから日常生活の上で様々な差別を受ける日本固有の重大な人権侵害です。残念ながら、今なお結婚の際の身元調査やインターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。法整備が進む中、人権尊重社会の確立に向けてこれら諸問題の解決を図るために、教育・啓発においてより一層積極的に取り組まなければなりません。

本市では「宇佐市における部落差別等を撤廃し人権を擁護する条例」*2及び「宇佐市人権施策基本計画」*3を指針とし、学校、家庭、地域、職域など、あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発を推進するとともに、人権意識涵養の多様な機会の提供が必要となります。

●学校教育における取組の充実

学校教育においては、「宇佐市立学校人権教育方針」及び「宇佐市部落差別の解消の推進に関する学校教育指導方針」を指針とし、部落差別の解消に関わる取組を核とした人権教育を推進することにより、豊かな人間性を身につけ人権を尊重する態度や意識の向上、差別を見抜き、差別を許さない実践力・行動力をもった児童生徒を育成するとともに、関係機関と連携して取り組むことが求められています。

* 1 いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」。「ヘイトスピーチ」とは、一般的に、特定の国の出身者であること、または、その子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。

* 2 部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権擁護に関し必要な事項を定め、平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的としている。

* 3 人権意識の高揚のために人権施策を総合的かつ効果的に推進するための指針。



●社会教育における取組の充実

社会教育においては、学校、家庭、地域及び関係機関や社会教育関係団体と連携を図りながら、公民館や社会教育集会所等生涯学習関係施設の様々な学習の場に人権尊重の視点を位置付けた学習会、研修会等を実施し、住民総参加型の教育・啓発活動推進が求められています。

重点取組

(1) 地域全体で推進する体制づくり

- ・社会教育集会所事業^{*4}の充実及び関係機関との連携強化

(2) 人権教育・啓発の推進、拡充

- ・「部落差別（同和）問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療、様々な人権」などの課題における人権学習の拡充^{*5}
- ・公民館や社会教育集会所、各種団体等における住民への教育・啓発活動の推進
- ・学校における人権教育の推進
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨をふまえた教育・啓発活動の推進

(3) 指導者の養成推進

- ・人権・同和教育に関する指導者及び講師等の養成と資質の向上
- ・県主催講師団養成講座や各種研修会への積極的な参加による講師の養成と社会教育関係職員の資質の向上

* 4 生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図るための事業。

* 5 「大分県人権尊重施策基本方針」や「宇佐市人権施策基本計画」において位置付けられている分野別課題であり、各分野を中心に人権学習に取り組んでいる。



生涯学習作品展



生涯学習作品展（識字学級*6）

施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
(1) 地域全体で推進する体制づくり			
社会教育集会所事業を通して地域全体で推進を行う体制づくり	人権教育促進事業 (学級の開催)	12 集会所 33 学級	継続
(2) 人権教育・啓発の推進、拡充			
公民館を拠点とした人権教育の推進	公民館等人権教育講座の開催	24 学級	継続
学校における人権教育の推進	宇佐市人権教育研究協議会等との連携	実施	継続
	人権学習の授業公開	年 1 回以上 全小中学校で実施	年 1 回以上 全小中学校で実施
	いじめ不登校対策委員会の開催	月 1 回以上 全小中学校で実施	月 1 回以上 全小中学校で実施
	スクールセクハラ相談窓口の設置	設置済	継続
(3) 指導者の養成推進			
指導者の養成推進	指導者講習会の開催及び研修会参加	年 4 回	年 6 回

* 6 事情により満足に学校教育を受けられず、文字の読み書きの能力を十分に身に付けられなかった方が、読み書きの力を取り戻すための学習会。

重点施策
22

人権総合対策の推進



社会教育課

～施策の方針～

- 就学・就業相談及び支援を図るため、学校や職業及び福祉関係分野との連携を推進します。

現状と課題

● 経済的・社会福祉的な総合対策

これまで国の関係諸法、県及び市の諸条例や基本計画等により、生活環境の改善をはじめとする物的な環境についての状況は改善の方向に進み、また、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な活動の中で推進されてまいりました。しかし、依然として「教育・啓発」とともに、人権の諸課題や就学・就業など「相談・支援・権利擁護」の面で様々な課題も見受けられます。

そのような中、現在の実態に対応するため、各関係団体や学校、行政関係により組織されている進路保障連絡協議会^{*1}による連携充実、人権尊重の意識を醸成する教育及び啓発、人権問題に関する相談、人権擁護活動^{*2}を推進するとともに、市行政各課と連携を図り経済的・社会福祉的な対策など多種多様な人権施策を進める取組が求められています。

重点取組

経済生活の安定と社会福祉の増進

- ・ 公共職業安定所等関係機関との連携により職業相談等を通じた就業の促進
- ・ 高齢者、障がい者等の健康づくり対策など福祉や保健等関係分野との相談支援等連携
- ・ 関係組織の連携と充実

施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
経済生活の安定と社会福祉の増進			
社会教育集会所を拠点とした連携事業	就学、就業、福祉相談体制の充実と連携	実施 (19 集会所)	継続
関係組織の連携充実	進路保障連絡協議会等の連携充実	年2回	継続

* 1 市内小・中学生や高校生の総合的進路指導の共通理解を深めるための組織で、学習指導、個別指導体制の充実、系統的な進路学習、中学校と高校の連携、就学、奨学金制度の活用などの情報交換を行っている。

* 2 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、人権の擁護に資することを目的として、平成 12 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されている。



重点施策
23

平和ツーリズムの推進



社会教育課

～施策の方針～

- 平和の大切さと命の尊さを感じ考える機会を創出する平和ツーリズムを推進します。

現状と課題

●平和ミュージアム構想

本市においては、近現代の戦争の歴史を明らかにするとともに、点在する遺構、残存する遺物、体験者の証言などを基に戦争の歴史を伝え、多くの人に「平和の大切さと命の尊さ」にふれる機会の創出を目指す宇佐市平和ミュージアム（仮称）基本構想・基本計画の策定により、構想の実現に向けた各事業の展開が求められています。

本構想での拠点となる資料館と遺構群を整備し、宇佐海軍航空隊跡を中心としたフィールドミュージアム化を推進していく中で、ハード面での整備はもとよりガイドの養成などソフト面での充実を図っていく必要があります。

●平和に関する活動

毎年5月には代表的な遺構をめぐり、子どもガイドによる遺構解説を聞く「平和ウォーク」、8月には戦没者の慰靈を目的とする「平和のともしび」など、地域と市民団体、行政が相互に連携し、平和をテーマとした活動が行われています。また、市内の小中学校では、それぞれ特色を持った活発な平和学習が行われていることから、これらの活動を通して、航空隊があつたことを幅広い世代に周知することや戦争遺構が地域の中に根づくよう、継続した活動が求められています。

●各団体との事業連携

歴史的背景によりつながった兵庫県加西市、姫路市、鹿児島県鹿屋市との4市で設立した「空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会」や戦争の歴史を研究、平和をテーマとした活動を続ける市民団体との連携を強化し、平和ツーリズム推進に向けた各種事業の展開が求められています。

●戦争関連資料の収集、保存

後世に戦争のあった歴史を伝えていくため、散逸の危惧が高まっている貴重な資料の収集、保存が重要となっています。



重点取組

平和ツーリズムの推進

- ・全体構想の周知と機運醸成
- ・オープン講座、ガイド養成講座の開催
- ・空がつなぐまち・ひとつづくり推進協議会ほか市民団体など、関連団体との事業連携
- ・戦争関連資料の収集、保存

施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
平和ツーリズムの推進			
平和ミュージアム構想PR	事業全般の周知や機運醸成 修学旅行の誘致など利用者拡大の取組	各事業実施	継続
講座開催	オープン講座、ガイド養成講座、 各種団体への出前講座の開催	オープン講座：1回 ガイド講座：1回 出前講座：15回	オープン講座：1回 ガイド講座：1回 出前講座：20回
空がつなぐまち・ひとつづくり推進協議会	空がつなぐまち・ひとつづくり推進 協議会への参画	各事業の展開	継続
資料収集	資料調査、収集、保存	資料収集	継続



オープン講座会場内（平成30年7月）



2018 遺構めぐりガイド養成講座（現地研修）



重点施策
24

資料館の機能拡充



社会教育課

～施策の方針～

- 拠点施設となる宇佐市平和ミュージアム（仮称）資料館の機能拡充、効果的な活動の展開に努めます。

現状と課題

●資料館の機能拡充

本市では、太平洋戦争末期には特別攻撃隊の基地となった宇佐海軍航空隊（昭和 14 年開隊）の跡地を中心とした広大な田園地帯の中に、戦争遺構が数多く現存していることから、宇佐海軍航空隊跡を核としたフィールドミュージアムにより、多くの人に「平和の大切さと命の尊さ」について考える機会の創出を目指しています。

そのフィールドミュージアムの拠点、平和をテーマとした活動拠点、平和ツーリズムを推進する拠点として、戦争遺構群の見学、遺構めぐりへと導く機能を発揮する資料館の建設、整備が求められており、資料館では、戦争体験者の証言などの現存資料をもとに、宇佐海軍航空隊の歴史を中心とした戦争の歴史を伝え、戦争を知らない世代を含め、多くの世代の人に戦争と平和について、見学者各々が感じ考える展示を目指します。

また、展示をはじめとする機能拡充や戦争の歴史の研究を進めるため、資料共有や貸借など友好的に関係する他の資料館との交流が求められます。

■宇佐市平和ミュージアム（仮称）資料館イメージ





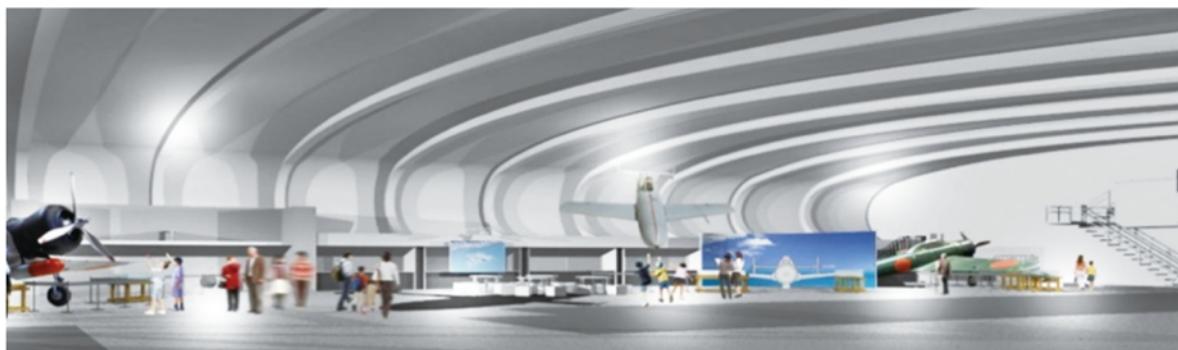
重点取組

拠点施設の建設並びに機能拡大と充実

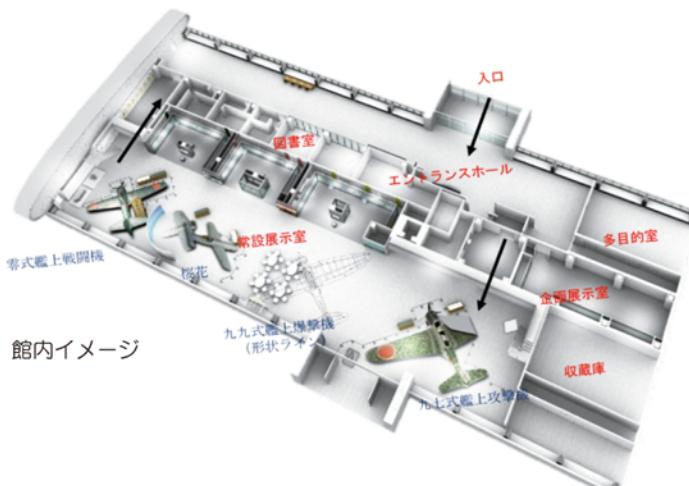
- ・建設準備委員会の開催
- ・資料館建設工事、展示内容の充実
- ・他資料館との交流

施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
宇佐市平和ミュージアム（仮称）資料館の建設、機能拡充			
建設準備委員会の開催	建設準備委員会開催 整備内容の精査	開催	運営審議会(仮) へ移行
資料館建設工事	資料館新設工事	未着工	完成
展示資料の充実化	展示資料、展示什器の製作	未着手	完了
博物館交流	パールハーバー航空博物館との 国際交流ほか	部分的な交流	交流の深化



大型展示室イメージ





重点施策
25

戦争遺構の保存整備



社会教育課

～施策の方針～

- 戦争遺構の保存整備に努め、遺構めぐり等の活動に対応するようフィールドミュージアムの充実を図ります。

現状と課題

●戦争遺構の保存整備

戦後70年が過ぎ、戦争体験者は高齢化し「我がまちも戦場であった」戦争の歴史を語るのは、ヒトから遺構、遺物や記録といったモノに代ってきています。市内に残る多くの戦争遺構は、宇佐も戦場であったことの証であり、宇佐海軍航空隊の歴史だけでなく広く宇佐の歴史を語るうえでも欠くことのできないものであり、後世に伝えていくことが重要です。

また、宇佐市平和ミュージアム構想では、戦争遺構群を実物資料として資料館と一緒に整備する方針を示していることから、空が見えるフィールドミュージアムとしての機能の充実化に向けて、モバイルガイドシステムの機能拡充やレンタル自転車の整備、遺構めぐり拠点施設「宇佐空の郷」の管理体制の整備が課題とされています。

■市内に残る戦争遺構（重点整備遺構）



宇佐海軍航空隊跡を城井1号掩体壕上空から望む



重点取組

(1) 戦争遺構の保存整備

- ・宇佐海軍航空隊跡保存整備計画の実施
- ・保存整備工事と維持管理

(2) フィールドミュージアムの機能拡充

- ①宇佐市宇佐空の郷の維持管理
 - ・遺構めぐりのガイダンス施設としての機能の充実
- ②モバイルガイドシステムの活用
 - ・うさんぽナビの機能強化による充実化と適正な維持管理
- ③シティバイク整備
 - ・フィールド内を巡回するレンタル自転車の整備と維持管理

施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
(1) 戦争遺構の保存整備			
戦争遺構の整備	保存整備計画の実施	整備個所:3ヶ所	整備個所:6ヶ所
(2) フィールドミュージアムの機能拡充			
宇佐市宇佐空の郷の維持管理	遺構めぐりガイダンス施設機能の充実	来館者数:10,000人/年	来館者数:15,000人/年
モバイルガイドシステムの活用	うさんぽナビの機能強化と維持管理	アクセス数:1,500件/年	アクセス数:10,000件/年
シティバイク整備	レンタル自転車 「うさんぽチャリ」整備と維持管理	整備台数:10台	整備台数:20台



整備された落下傘整備所（平成 31 年 3 月）



レンタル自転車「うさんぽチャリ」



重点施策
26

文化財の調査と保護



社会教育課

～施策の方針～

- 文化財を保護し未来に伝えるため、調査・研究を推進します。その成果については、報告書を作成し公開します。
- 重要な文化財については、指定や選択・登録をして保護に努めます。

現状と課題

●文化財の調査・研究の推進

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発が近年増加しています。これらの開発と埋蔵文化財保護を調整するため、事前協議と発掘調査が必要です。また、調査終了後は報告書の作成が課題です。

特別天然記念物オオサンショウウオの生息環境の変化が懸念されています。このため、総合的な調査による各種データの蓄積が求められています。

平成30年度に文化財保護法が改正され、文化財の保存及び活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」を策定できるようになりました。このため、地域における様々な文化財のより一層の調査・研究が必要となっています。

●文化財を指定し、保護を推進

宇佐市には令和元年6月現在で、指定文化財341件、選択文化財7件、登録文化財34件があります。^{*1} しかし、上記以外の文化財も多数存在するため、調査・研究を行い、重要と判断されたものは保護に努めることが求められています。

また、国指定天然記念物「オオサンショウウオ生息地」では、平成27年度に保存管理計画を策定し生息地の保護や開発による調整を図っていますが、幼生の捕食の可能性があるアライグマの生息地拡大や近年頻発する豪雨などの環境の変化への対応が課題となっています。



城井遺跡（大字城井）発掘調査



特別天然記念物 オオサンショウウオ

* 1 学術的・歴史的に貴重とされ、文化財保護法や条例により保存の必要から保護と活用が図られている文化財で、保護の方法や規制の違いで、指定・選定・選択・登録がある。



重点取組

(1) 調査・研究の推進

- 各種開発に対応した事前協議と発掘調査の実施
- 調査結果に関する報告書を作成し、公開
- オオサンショウウオの生態保護を目的とした調査研究の実施
- 文化財の保存及び活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」の策定

(2) 文化財の指定と保護の推進

- 文化財の調査・研究を推進、重要なものの指定

施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
(1) 調査・研究の推進			
特別天然記念物 オオサンショウウオ 生態調査	オオサンショウウオの生態調査を行い、保護の指標となるデータを蓄積する	調査報告書の作成	継続
文化財保存活用地域計画の策定	文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を策定する	未策定	策定
(2) 文化財の指定と保護の推進			
文化財の指定等	文化財を正しく評価し、重要なものは指定等により、保護に努める	総数 382 件	総数 400 件

ひとこと

【小部遺跡を国の史跡指定に】

宇佐市大字荒木・上乙女に所在する「小部遺跡」は、古墳時代初頭（3世紀末～4世紀）の集落遺跡で、全長 200m を超す環溝と、柵による方形区画が発見されており、豪族居館が築かれていたと考えられています。

また、赤塚古墳（川部・高森古墳群）が築かれた時期とほぼ同時期であり、関連性も高いことから貴重な文化財として国の史跡指定を目指しています。



小部遺跡 大型掘立柱建物跡



重点施策
27

文化財の整備と活用



社会教育課

～施策の方針～

- 史跡の保存整備を進め、活用を図ります。
- 宇佐市平和資料館の充実、戦争遺跡の活用を目指します。
- 発掘調査で出土した土器などを整理し、歴史学習に活用できるよう公開を図ります。
- その他の文化財についても、適切な修理や管理に努めます。

現状と課題

●史跡の整備と活用の推進

国指定史跡法鏡寺廃寺跡は、指定地の8割以上を公有化しています。令和5年度を目標に整備を進めていますが、交通アクセスに係るインフラの整備や将来的な管理運営や活用方法が課題となっています。また、史跡宇佐神宮の保存活用計画を策定し、文化財の有効活用を図る必要があります。

●宇佐市平和資料館の活用と戦争遺跡の整備

宇佐海軍航空隊の歴史や関連資料を展示する宇佐市平和ミュージアム（仮称）の建設が計画されていることから、現在の資料館の展示、収蔵資料のスムーズな移行や開館までの期間の適切な維持・管理が求められています。

また、市内に点在する戦争遺跡は近年、老朽化や開発に伴う取壊しが危惧されています。近現代の歴史を語る上でも希少価値が高いことから、必要に応じて文化財指定するなど、保存や活用に向けた取組を図る必要があります。

●文化財の収蔵と展示施設の充実

宇佐市では、永年の発掘調査で出土した多くの土器や石器などが保管されています。しかし、収蔵施設が不足していることと、展示施設が備わっていないなどの課題を抱えています。このため、埋蔵文化財の収蔵と展示、調査の体験学習等ができる施設整備が必要です。

●文化財の保存と整備の推進

きゅうそん
市内には朽損のすすむ建造物や仏像などの文化財が多数あり、その保存修理が課題となっており、また、光岡城跡や石橋など市所有の史跡等についても周辺の環境整備が求められています。



宇佐市平和資料館で寄贈資料等を展示



重要文化財 善光寺本堂の屋根葺き替え



重点取組

(1) 史跡の整備と活用

- ・国指定史跡法鏡寺廃寺跡の整備と活用
- ・史跡宇佐神宮境内の整備と活用

(2) 宇佐市平和資料館の活用と戦争遺跡の整備

- ・宇佐市平和資料館の適切な管理と資料の充実
- ・戦争遺跡の文化財指定等による保存整備の推進

(3) 文化財の収蔵と展示施設の充実

- ・埋蔵文化財収蔵施設の整備の推進

(4) 文化財の保存と整備

- ・各種文化財の保存修理の実施
- ・史跡の環境整備の推進

施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
(1) 史跡の整備と活用			
史跡法鏡寺廃寺跡の整備	古代寺院跡の歴史公園整備を推進する	整備中	整備完了
(2) 宇佐市平和資料館の活用と戦争遺跡の整備			
宇佐市平和資料館の管理	戦争資料展示と適切な管理を行う	実施	宇佐市平和ミュージアム(仮称)へ移行
展示資料の充実	購入や寄贈を受けた資料を展示し、平和学習などに活用する	423 点 / 年	継続
(3) 文化財の収蔵と展示施設の充実			
埋蔵文化財収蔵施設の整備の推進	埋蔵文化財の収蔵と展示が可能な施設の整備を目指す	未実施	施設を整備
(4) 文化財の保存と整備			
各種文化財保存修理の実施	貴重な建造物や仏像などで、修理が必要な文化財を保存修理する	2 件実施	必要に応じ実施



重点施策
28

郷土資料の収集と保存



社会教育課

～施策の方針～

- 古文書や書簡・絵図等の郷土関係資料を積極的に収集し、保存と活用に努めます。
- 民話や方言、また戦争体験者の証言などについても記録に努め、活用を図ります。

現状と課題

●郷土資料の収集と保存

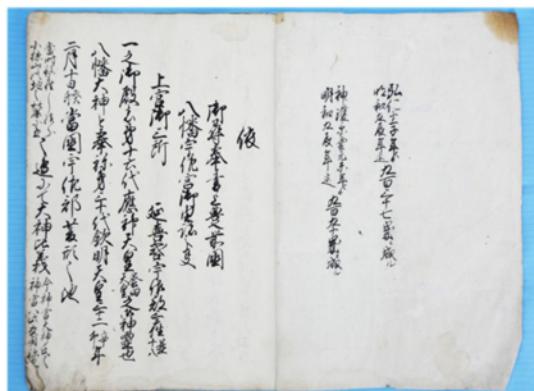
古文書や絵図などの古い記録は、当時の貴重な情報ですが、「紙」という材質の劣化等による消失が危惧されます。これらを保存し将来に伝えるためにも収集に努めることが必要です。

●民話や方言、戦争体験などの記録

地域に伝わる民話や方言、また戦争体験等について語れる人が年々少なくなっています。これらは郷土の歴史や文化を知る貴重な資料であることから、映像などで記録・保存をさらに進めていくことが課題です。



かくひか
(左より) 賀来飛霞「飛霞先生名花十友之図」(三和文庫)
といちせっこく
十市石谷 (仮)「鷹の図」2 (三和文庫)
十市石谷 (仮)「鷹の図」1 (三和文庫)



はちまんう さぐう ご ゆいしょひかえのこと
八幅宇佐宮御由緒控之事 (三和文庫)



重点取組

(1) 郷土資料の収集と活用の推進

- ・三和文庫運営事業*1による古文書や書簡、絵図など宇佐市民図書館での保存
- ・戦争資料の保存と活用

(2) 民話や方言、戦争体験などの記録

- ・郷土の民話や方言、戦争体験のアーカイブ事業*2
- ・記録した資料の活用推進



しあわせなクラウス

施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
(1) 三和文庫事業による郷土資料の収集と活用の推進			
郷土資料収集	郷土に関する古文書や絵図などの古記録を収集し、歴史資料として活用を目指す	郷土資料等購入 1,300 点	随時
戦争資料の収集	宇佐海軍航空隊関連などの戦争資料を収集し活用する	203 点 / 年	随時
(2) 民話や方言、戦争体験などの記録			
民話・方言	郷土の民話や方言を記録する	未実施	実施
戦争体験	戦争体験等の証言を映像として記録し、平和学習に活用する	実施	継続

* 1 三和酒類（株）からの寄付金により運営されている郷土資料の収集や出版に関する事業

* 2 重要な記録を保存・活用し、未来へ伝達していくこと。



重点施策
29

伝統文化の保存と継承



社会教育課

～施策の方針～

- 市内に伝わる伝統文化や民俗芸能などの調査を行い、保存と継承を図ります。
- 郷土の伝統文化や民俗芸能などを継承している団体の活動を支援します。

現状と課題

● 民俗文化財の調査・研究

郷土に残る錦絵などの伝統文化^{*1}と、盆行事や祭りなどの民俗芸能^{*2}については、継承が困難となっているものも少なくありません。これらについては調査や記録の作成により、保存対策を行うことで確実に継承されるよう取り組む必要があります。

● 民俗芸能の後継者育成

市内には、神楽社5社のほか、放生会保存会など民俗芸能を継承する団体がありますが、いずれも後継者不足が課題となっており、これらの団体に対する育成支援などに取り組む必要があります。



日岳神楽（院内町日岳）



虫送り行事（宇佐市宮熊）

* 1 我が国に伝わる伝統的な歌や踊り、祭礼、工芸、茶道、華道、武道などの総称。

* 2 地域の住民みずからが演者となって伝承している極めて地域性の濃い演劇、舞踊、音楽の類。日本では郷土芸能とも呼ばれている。



重点取組

(1) 民俗文化財の調査・研究

- ・伝統文化や民俗芸能の調査と記録の作成
- ・重要な民俗文化財の指定と保護

(2) 民俗芸能等を継承する団体の支援

- ・後継者育成のための支援
- ・各種助成事業による活動の支援
- ・国・県・市指定に向けての支援

施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現状	指標
		平成30年度	令和6年度
(1) 民俗文化財の調査・研究			
民俗文化財の調査と記録	郷土に伝わる伝統文化や民俗芸能等を調査し、保存に努める	実施	継続
(2) 民俗芸能等を継承する団体の支援			
後継者育成と活動の支援	放生会保存会等の民俗芸能を継承する団体の後継者育成と活動の支援	1団体	3団体

ひとこと

【宇佐神宮と放生会】

令和2年には1300年祭となる宇佐神宮に伝わる最古の祭礼です。この放生会の由来は、720年に起きた隼人の反乱にさかのぼります。

朝廷軍と共に八幡神が反乱を鎮圧して以降、宇佐に疫病や凶作などが続き、隼人の靈の祟りと信じられたことから、その靈を慰めるため生き物（蟻貝）を放って供養する放生会がはじまったとされています。現在は体育の日にあわせて、宇佐神宮より8km離れた和間神社で行われますが、その際には、神輿の巡行に和間文化財愛護少年団がお供して道行囃子を奏でます。

